附則第六条第七十四項を同条第七十八項とし、同条第七十三項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十六項第一号」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十二項を同条第七十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

76　政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が同項第一号及び第二号に規定する要件のいずれにも該当することにつき国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

附則第六条中第七十一項を第七十四項とし、第七十項を第七十三項とし、第六十九項を第七十項とし、同項の次に次の二項を加える。

71　法附則第十五条第二十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、協働防護計画作成事業に係る補助とする。

72　政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた協定特定港湾施設は、同項に規定する基準に適合することにつき国土交通大臣の証明がされたものとする。

附則第六条中第六十八項を第六十九項とし、第四十二項から第六十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十一項中「第四十五項第一号」を「第四十六項第一号」に、「第四十三項第二号」を「第四十四項第二号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第四十項を第四十一項とし、第三十五項から第三十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十四項中「附則第十五条第十二項第一号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項第二号イ中「要件」の下に「（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件）」を加え、同号イに次のように加える。

(3)　当該代替車両又は当該非代替車両が有する客室内の照明器具、前照灯及び行先表示器が発光ダイオードを光源とするものであること。

(4)　当該代替車両又は当該非代替車両が自動制御の機能を有する空調制御装置を用いた空調システムを有すること。

附則第六条第三十三項第二号ロ中「要件」の下に「（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する車両にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件）」を加え、同号ロに次のように加える。

(3)　当該車両が有する客室内の照明器具、前照灯及び行先表示器が発光ダイオードを光源とするものであること。

(4)　当該車両が自動制御の機能を有する空調制御装置を用いた空調システムを有すること。

附則第六条中第三十三項を第三十四項とし、第二十六項から第三十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費」を「クリーンエネルギー自動車普及促進充電・充てんインフラ等導入促進事業費」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条中第二十四項を第二十五項とし、第十八項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、第十七項の次に次の一項を加える。

18　法附則第十五条第二項第六号に規定する総務省令で定める廃棄物処理施設は、焼却装置、溶融装置、破砕装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破砕装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）とする。

附則第六条に次の一項を加える。

102　法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、土工、土留擁壁、橋りよう（架け替えられたものを除く。）、落石覆い等設備及びこれらに関連する施設であつて次に掲げる線区に存するもののうち、豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

一　一日当たりの片道断面輸送量が一万人未満の線区

二　一日当たりの片道断面輸送量が一万人以上十五万人未満の線区（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に掲げる者が事業の用に供する線区を除く。次号において同じ。）

三　一日当たりの片道断面輸送量が十五万人以上の線区であつて、貨物運送を行う列車又は運賃の定めがある旅客運送を行う列車が運行する線区

附則第七条の三及び第七条の四を削る。

附則第七条の五の見出し中「附則第十二条の六第四項第一号」を「附則第十二条の四第四項第一号」に改め、同条第一項中「附則第十二条の六第四項第一号イ」を「附則第十二条の四第四項第一号イ」に、「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十二条の六第三項第三号」を「附則第十二条の四第三項第三号」に改め、同条第二項中「附則第十二条の六第四項第一号ロ」を「附則第十二条の四第四項第一号ロ」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十二条の六第三項第三号」を「附則第十二条の四第三項第三号」に改め、同条第三項中「附則第十二条の六第七項第二号ロ」を「附則第十二条の四第七項第二号ロ」に改め、同条第四項中「附則第十六条の四第三項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同項第二号中「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同条第五項中「附則第十六条の四第三項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同項の表第一号イ中「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同号ロ中「附則第十二条の六第三項第三号」を「附則第十二条の四第三項第三号」に、「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同表第二号中「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に、「令和５年度又は令和６年度」を「令和７年度又は令和８年度」に改め、同表第三号中「令和５年度又は令和６年度」を「令和７年度又は令和８年度」に改め、同条第六項中「附則第十二条の六第三項第三号」を「附則第十二条の四第三項第三号」に、「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同条第七項中「附則第十二条の六第三項第三号」を「附則第十二条の四第三項第三号」に改め、同条第八項中「附則第十六条の二第三項」を「附則第十六条の四第三項」に、「附則第十六条の二第八項」を「附則第十六条の四第八項」に改め、同表第四項第二号の項中「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の二第一項」に、「附則第十六条の四第六項」を「附則第十六条の二第六項」に改め、同表第五項の表以外の部分の項中「附則第十六条の四第三項」を「附則第十六条の二第三項」に、「附則第十六条の四第八項」を「附則第十六条の二第八項」に改め、同条に次の二項を加える。

10　政令附則第十二条の四第十三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11　政令附則第十二条の四第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　被災家屋又は政令附則第十二条の四第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号及び次号において「代